東洋史研究
第四十四巻　第三號　昭和六十年十二月發行

清代後期陝西省の差徭について

片岡一忠

はじめに
一　差徭の存在形態
二　差徭局の設置
三　減差と定章化
四　差徭の銀納化
おわりに

はじめに

中國歷代王朝は、その中央集權支配體制を維持していくために、中央と地方各地との連絡を緊密にする方法として驛傳制を敷いた。清朝も前代の制度・機構をほぼ踏襲して、全國各地に驛・站・塘・鋪等と稱される中繼基地を設置し、車・馬・船・驛夫・車夫・馬夫・船夫等を配して、官文書の送達、官物の運搬、官命によって派遣された官員（差使）・軍隊への車馬の提供、および人犯の護送等に充てられた。(1)

この驛站業務にかかわる費用は、あらかじめ當該州縣の財源（存留分）[2]中、編徵驛站原額（驛站銀）の名目で定められた額から支出されたが、臨時的な遠征や反亂鎭壓のための軍隊、および差使の頻繁に對しては、固定的性格のつよい存留分、そして驛站銀の枠内からではその要求に應えることはできなかった。不足分は州縣官の捐金（官捐）か、さもなくば公金流用（↓虧空）、あるいは民捐で賄われたが、最終的には民衆に課せられた。民衆の驛站業務（費用）負擔、それが差徭である。差徭とは、かつて（宋代）の「差役」と同じく、「差科徭役」の略稱で、行政權力によって民衆に科派された徭役のことで、單にいう徭役と同義である。[3]

差徭の發生は、單に差使・軍隊の到來の頻繁によるだけでなく、清初に定められた驛夫・驛車・驛馬の額數、驛站銀が、政治社會情勢の變化にともなって驛遞の衝僻に大きな變動があったにもかかわらず、固定的であったことにもよるし、さらに現地州縣の官吏の對應にも求められる。そもそも差使の到來は一定せず、――ヒマな驛夫に口食を支給せざるをえず、そのことは國家にとってきわめて不經濟なことであったが――、それを口實にして現地では驛夫の缺員が生じても補充せず、その口食分を胥役層が着服したことは十分考えられる。そして驛站業務が繁重になって驛夫（驛車、驛馬も同様）の補充が必要となっても、既得の利益を手離すことは考えられず、勢い民衆への差徭科派となったと思われる。[4]

本稿は、この差徭の存在形態を陝西省を例に、民衆、州縣官、胥役・里役層、省當局そして清朝中央の對應を通して考察し、以て清代地方財政上の位置づけを試みんとするものである。陝西省を取り擧げたのは、その渭河流域の諸州縣は、北京と西北・西南の諸省を結ぶ幹道に位置し、驛站業務は頻繁であり、差徭をめぐって幾多の問題を提示することができると考えたからである。[5]

一　差徭の存在形態

陝西省における差徭は、軍隊の移動通過にともなう車・馬・食糧および夫役の提供が主な內容であった。軍事關係の差

徭を特に兵差という。(6) 康熙末以來の青海への軍事行動に關連して、雍正帝は次のように諭している。

陝省、軍興より以來、大兵駐劄す。糧餉を運送し、草豆を供支するは一に民力に需めざるはなし（雍正元年三月二二日）。(7)

青海への軍隊の派遣は雍正七―一〇年間にもおこなったが、その際にも雍正帝は、

陝甘二省の年來の軍需を辦理するに、皆、正項錢糧を動用し、民間に絲毫の費無しと雖も、然るに糧運を輸輓し、差徭に伺候するは勞苦なきにあらず。(8)

と諭している。

差徭の科派單位は里を基準とし、「十甲滿攤」と「一支九空」の別があった。前者は里構成の全甲全戸（糧戸）が一律に科派の對象となり、一甲一戸の負擔は比較的輕かったが、常に差徭を支應する（支差）義務を負っていた。後者は各里中の一甲が一年ごとの輪番制で當該里攤派の差徭を負擔し、他の九甲はその年の攤派をまぬがれた。一〇年に一度の義務ではあったが、當番年の差徭は全て負擔しなければならないという苛酷な面もあった。また差徭攤派は糧戸に對しておこなわれたが、擧人・貢生・生員戸は優免された。(9)

地丁銀制下になっても、差徭の科派形態に變化はなく、民衆の負擔が輕減されることはなかった。乾隆帝による度重なる遠征と、それに對應した蠲賑の上諭、(10) あるいは乾隆二六年の殿試第一席の名譽が乾隆帝の指示で、はじめ第三席であった陝西省韓城縣出身の王杰に轉がりこんだという事實等は、陝西省民衆がいかに差徭に苦しめられていたかを知らせるものといえよう。

差使の應待に際しておこる差徭を軍隊に關わる差徭＝兵差に對して、「流差」と稱した。大荔縣では、三品以下の官の通過、府縣官の往來、委員の往來、衙署文書の送達、錢糧（のちに釐金）の送付、各衙門胥役の公務の移動、人犯の護送、地方產物の送呈、その他雜多な公用といったものに對する差徭が流差とみなされていた。(11) 既述したとおり、差使の應待經

費は驛站銀の枠内で賄われ、時に差徭科派の事態がおこっても大きく問題化することはすくなかった。しかし、乾隆末期以降、虧空が顕在化し、(12)國家財政の實收入減少が生じて政治問題化した時、流差の過重が取り上げられた。嘉慶八年（一八〇三）、前出の王杰（左都御史、兵部尚書を歴任、軍機大臣を兼ね、實錄館總裁、會典館總裁の名譽職にも充てられ、致仕に際しては太子太傅銜を加えられた）は、虧空の原因を差使の州縣に對する勒索と州縣側の供應に求め、次のように指摘した。

州縣の驛を管するは以て里下に調派すべし。是に於いて使臣の乘騎の數、日に一日を增す。增して數十培に至る者有り。任意に多人を隨帶するも、査詢すべくもなし。是に由りて管號の長隨、辦差の書役、閒に乘じて需索す。差使の未だ到らざるに火票飛馳し、車數輛及び十餘輛を需する者、調すること數十輛、百餘輛の等しからざるに至れり。騾馬も亦然り。小民は其の農務を舍て、自ら口糧・草料を備えて、期に先んじて守候す。苦しきこと言うに堪えざるなり。(13)

差徭からのがれるために民衆は様々な手段を講じた。はやくは、乾隆七年の戸部の奏文で、

陝西・甘肅の所屬、地邊徼に處す。從前開墾の始め、小民差徭を畏懼して紳衿に〔名を〕借りて報墾し、自らは佃戸に居れり。(14)

と指摘されているように、入植の當初から自ら佃戸となって、差徭をのがれんとした。また、光緒『藍田縣志』卷七田賦の項には、嘉慶初期の狀況として次のようにある。

差徭は向に甲に按じて、並びに糧に按ぜざるに係る。業戸輾轉と典賣、遷移、兌換して、一里の糧散漫となる。四鄉の奸猾の花戸、管糧を畏避し、詭寄匿隱して私かに他甲に移り、以て此少なくて彼多く差徭偏枯なるに致す。而して且つ糧差の戸首、錢糧を經催するも限に依りて完納す能わず。

より巧妙になったとでもいえようか。しかし、官側にとっては差徭科派が困難になるのみならず、催糧にも支障をきたした狀況を默認する譯にはいかない。そのため藍田縣では里書、戸首に命じて、村落の遠近、糧の多少を調査して、派糧

毎里五百三十餘石、すなわち毎甲五三石餘斗を基準とした、里甲の再編成をおこない、糧による差徭科派に改めたのである。[15]

しかしながら、糧（＝田土。畝・頃・石の名稱あり）による科派でも依然として糧戸が實際に服役（および車馬提供）する點に變りはなく、官・民とも差徭繁重に際しての問題が解決されることはなかった。民衆（糧戸）が差徭を恐れる理由の一つは、王杰も指摘しているとおり、差務が時をえらばずおこるため、農繁期であろうが、いつも「其の農務を舍て」て差徭に服さねばならないことである。そして全體的な差徭の繁重は民衆のみならず、車馬調達の責を負う州縣官にとっても苦痛であった。いつ、いかなる要求にも對應できる體制を確立しておくこと、これが州縣官に課せられた責務であった。そこでより確實な方法として、官側――と思われる――が考え出したのが必然の成り行きではあるが、差徭の貨幣での徵收化であった。徵收した貨幣で官が夫役・車・馬を雇傭する方法である。[16] ここで想起されるのが明代の驛傳である。明代驛遞（驛站）關係の徭役であった驛傳ははじめ人丁を基準として、のちに主に田糧の多寡を基準として科派された實役であった。しかし稅糧の銀納化にともなって驛傳も銀納召募化していった。[17] 差徭も、糧戸が役という意識をもっていたか否かは別問題として、驛傳と同樣の過程をたどることとなったのである。

なお、貨幣徵收（民衆側からは貨幣納）といっても、銀納ではなく、錢納が大勢を占めていた。その理由として、㈠基準單位あたりの攤派額が僅少で、銀納にした場合に折銀のさいに問題が生じやすい。[18] ㈡使途が現地（州縣）での車馬の雇傭、雇役であり、錢での支拂いの方が便利であった。㈢地丁銀は銀納が建前であったが、實際には催糧の胥役・里役が徵收に出向いており、その際は錢納が一般的で、並收の形をとる差徭も錢納が採用された。㈣業務に關わる胥役・里役層にとって㈢の狀況では、錢で徵收する方が銀でするよりも附加稅（さらには中飽）が取りやすい、等が考えられる。なお貨幣納化しても「一支九空」體制をとる州縣は存し、また「一支車馬、九攤差錢」の折衷型も登場した。

ところで、差徭科派は土地所有者（糧戸）に對してだけでなく、商人にもおこなわれた。渭河流域の三原縣・大荔縣・

涇陽縣、北部の鄜州・甘泉・宜川・延川等縣には「脚櫃」あるいは「車櫃」が設けられ、通過の商人の車の數に應じた〔車騾〕幫錢が課せられた。[19] また西安府附郭の咸寧縣では店鋪が差錢を納付したという。[20] これらがいつごろからおこなわれたか定かではないが、糧戸の錢納化の先驅けとなったものと考える。

二　差徭局の設置

州縣官にとって、差務は自己の職務として擔當するにはあまりにも繁雜になりすぎた。しかも胥役・里役層の中飽[21]に適切な對策を講ずることはきわめて困難事であったといってよい。この難事を解消すべくして登場したのが差徭を處理する機關、差徭局である。

乾隆五六年（一七九一）、清軍のグルカ遠征にあたり、差務の繁重を豫想した渭南縣では、官員・紳士が協議して「邑紳」の運營する「幫差局」を設け、輪番（「一支九空」制）の「現年」（當番甲）から毎石銀五兩を徵收し、軍隊に供する各種の夫役・車馬の雇傭の費用に充てることとした[22]（銀納であるのは單位あたりの徵收額が大きいためであろう。銀納は他に蒲城縣でおこなわれた[23]）。

嘉慶一三年（一八〇八）には、岐山縣に「公局」（「差局」とも記される）が設置され、「邑紳」（二名）に主辦させ、里ごとに糧戸からその地丁銀に應じた差錢（公費錢とも記される。毎石一串二百文を四季に分けて）を徵收して差務（流差）の費用に充てた。[24]

また、朝邑縣では「運局」を設け、專ら兵差に供した。流差とはもともと關係なく、軍務が終れば運局を撤廢する方針であった。しかし道光一五年（一八三五）、一切の流差をも運局の業務に組みいれて以降、運局は撤廢されることはなく、存續した。[25]

乾隆末～道光年間の差徭局の設置は以上の三例しか確認していない。この時期、差徭局の設置は例外的措置であったの

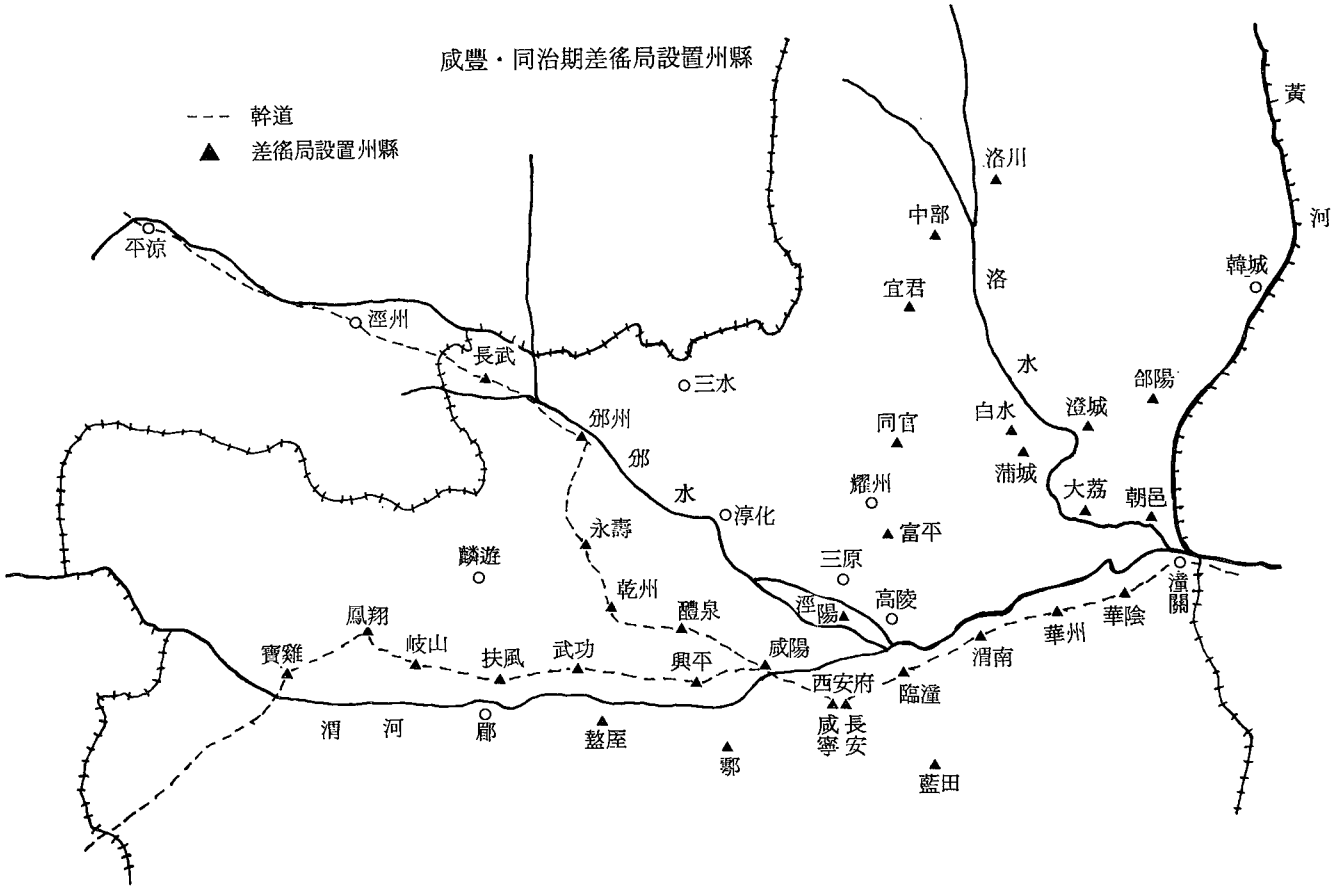
咸豐・同治期差徭局設置州縣
幹道
差徭局設置州縣
平涼
涇州
長武
三水
邠州
邠
水
淳化
永壽
麟遊
乾州
醴泉
鳳翔
寶雞
岐山
扶風
武功
興平
咸陽
渭
河
郿
盩厔
鄠
涇陽
三原
高陵
西安府
咸寧
長安
臨潼
藍田
渭南
華州
華陰
潼關
富平
耀州
同官
宜君
中部
洛川
洛
水
白水
蒲城
澄城
大荔
朝邑
邰陽
韓城
黃
河

かもしれない。ところが、咸豐期に入って、太平天國をはじめとする諸反亂が各地で勃發すると、清朝中央の反亂鎭壓のための命令傳達、官員・軍隊の派遣が活發になった。しかも以前と異なり、陝西省自體も戰場となり、戰爭地域が廣範、かつ長期化の樣相を呈すると、多くの州縣で既存の體制ではもはや差務に應じきれなくなり、咸豐六年（一八五六）の咸陽縣を皮切りに、渭河流域の諸州縣で相ついで差徭局が設置されていった（地圖參照）。[26]

差徭局の名稱は前出の幫差局、差局、公局、運局の外、差徭局、差徭公所、兵差義局、兵差局、辦差公局、里民局、里局、里衞局等、樣々であるが、その組織、機能は規模の大小、粗密の差こそあれ、同一であった。[27]

差徭局の組織は、まず局務を總理する職として局紳を一人ないし數人置く。散紳、局總、管局紳士、里局辦差戶首、總紳、局首、局董、管局首士、管局首事等の名稱があるが、局紳と稱する州縣が最も多い。局紳には「邑紳」の中から「公平なる士紳」（咸寧縣）、「正紳」（岐山縣）、「公正殷實なる紳士」（臨潼縣）が公擧された。局紳の下には經理係（管帳、經理賬目、賍計の稱あり）、書記係（局書、寫字）がおり、さらに局夫（火夫、水夫、茶夫、厨夫、馬夫、車夫、船夫、打雜、雜務、局勇）が數人配されていた。なお、坐局糧正、坐局里長という名稱がみえる。とくに後者は里長のうち幾人かが差徭局に詰めて局務を分擔したものとおもわれる。

「邑紳」主辦が差徭局の特徵である。[28] 從來から地方政治上きわめて重要な橋梁、道路、廟宇、學校等のいわゆる公共事務の管理は「邑紳」が擔當しており、いまや渭河流域の諸州縣の地方社會にとって、差務は公共事業的色彩を帶びてきており、官側も胥役の弊害を除くためにも「邑紳」の參加を求めたのであった。また「邑紳」側も地方政治における發言力、影響力を高めるためにも、從來の里役を（あるいは胥役をも）通じての閒接的な形ではなく、積極的に表面に出て地方政治を指導せんとしたものとおもわれる。しかしながら、差務は橋梁や道路、學校といった公共事業とは異なり、「差徭錢」（差錢）という獨自の財源をもっていた。胥役・里役層がそれに深く關與していたことはすでに述べたとおりであり、差徭局設置を契機に彼らが差務から全く排除された――おとなしく手を引いた――とは考えられない。

差徭局の機能は二つあり、その一は徵税機能――差錢徵收であるが、差徭局の構成員に催差・徵税の擔當者がいないことからもわかるとおり、はたして設局後も差錢徵收業務は次に列擧するような種々の名稱の胥役・里役層がひきつづき擔當していたのである。

里差、里書、里長、里總、里正、什牌、鄉正、
總催、催頭、催差、齊差催工、催糧、代催、督催、經催、原差
糧差、糧頭、糧正、催幫糧差
櫃書、櫃頭、櫃紳、
總書、

彼らには公認の口食錢といえるものがないか、あっても少額であった。そのため種々の名目で附加税をとった。いくつか事例を擧げてみると、寶雞縣には「賑錢」と稱される、里總、里書、督催、原差等の口食錢（毎石三、四百文）、催頭（里の催差係）の口食（毎石二、三百文）が、差錢の外に徵收され、差徭局に交納されることなく、それぞれのフトコロに入った。興平縣の里長口食は糧一石ごとに錢一五〇文で、これまた正規の差錢の外に扣收された。扶風縣では催頭に公認の口食の外に、賞錢と稱される附加給があった。口食一串に附き當初は百數十文、のちに二五文に減ったが、それでも年額九一串餘にのぼった。乾州の場合、差錢はまず當該里の什年が徵收し、什年より差頭に渡されて差頭が差徭局に納める形をとっていた。什年、差頭には公式には口食等支給されていない。そのためか差頭は差徭局への交納に際し、徵收差錢の一部を着服して少なく報告し、歴年民欠を招いたという。一方の什年は口食名目で毎石二〇〇文、雜項里差名目で二〇〇文を附加して糧戸を苦しめたという。大荔縣では兵差・流差をあわせて紅差と稱したのに對して黑差と呼ばれる里役層による浮支苛派が存した。管糧の里書・房書、催糧の總役・散役の口食錢、春秋二回の戸首・店主・書役等の酒食費（名目は「算帳」）等で、口食錢は各人八串から一〇串、その他の合計が少なくて年數串、多くは數十串にも達した。(29)

里書・書手に對する「收差花戸册」（差錢徵收の原簿。錢糧徵收の册簿に基づいたものとおもわれる）作成費が職能報酬として公認された以外、右に擧げた如く、鄕村（里甲）・催糧關係のあらゆる里役層が、差錢徵收にかこつけて「差外の差」、「格外の中飽」を糧戸に強要したのであった。

差徭局の機能のその二は支差機能である。火牌、勘合が驛站（州縣）にもたらされると、驛站よりの連絡で差徭局が局夫をして車・馬・夫役を調達させるという形態をとった。その際、胥役層が驛站―差徭局の閒で重要な役割をはたしたであろうし、そもそも局夫が胥役・里役層と淺からぬ關係にあったことは容易に想像される。

官は「邑紳」に委託することで繁雜な差務から解放され、「邑紳」は差徭局（をはじめ諸々の公局）を主辦することで地方政治における地位を誇示し、胥役・里役層は實質的な差徭徵收と差務を管掌することによって中閒搾取を確保した。――このようにとらえると、差徭局は全く官・紳・吏の支配強化・利益保持のために機能したといえよう。また、同時期陝西省全體として徵收された差錢は官の把握するところで年閒一〇〇萬串以上。それが陝西省に「雲集」した軍隊[30]に供支されたことを考えると、清朝のためにも大いに貢獻したということになろうか。錢一〇〇萬串は、銀一兩＝錢一・五串で換算すると、銀七〇萬兩に近い。浮派（差外の差）を加えると、差徭負擔州縣（西安府、同州府、鳳翔府、乾州、邠州、麟州下の州縣）の地丁錢糧（約一二〇萬兩）[31]相當額か、それ以上が正項とは別個に、生產性の決して高くない陝西省民衆から吸い上げられたこともまた否定できない。

三　減差と定章化

差徭は、反亂軍以上に陝西省の民衆を苦しめた。同治二年時の西安府下の三原縣の狀況として次のような報告がある。[32]

今、大難（回民反亂――引用者注）既に平らげられたるの後に當り、胡ぞ乃ち甘んじて流傭と作りて異鄕に留滯し、里に還りて農業に修治せんことを思わざらんや。其の故を査問するに、則ち曰く、差徭を派せらるを恐ればなり。錢糧

を徴せらるを恐ればなりと。

卑縣の平原の地畝、現に並びに人の過問するなし。惟だ北原は閒、價を議して出售する者有り。毎地一畝價錢二、三百文を索む。而るに買主仍りて復た遲疑して受けざるなり。其の故を査問するに、則ち曰く、差徭を派せらるを恐ればなり。錢糧を徴せらるを恐ればなりと。卑縣の田多きの家皆、佃戸を招きて租種せしむ。收租を除くの外、仍りて佃戸をして納糧せしむ。並びに質して押租の錢文有り。今則ち佃戸の退田せざるなく、並びに業主に向いて押租を索取す。業主或いは許すに減租を以てし、或いは徑行して免租す。而るに佃戸仍りて承種するを肯んぜず。其の故を査問するに、則ち曰く、差徭を派せらるを恐ればなり。錢糧を徴せらるを恐ればなりと。

三原縣はいわゆる山西商人の出身地の一つに擧げられる處で、地主の搾取は他處にくらべてきびしくはなかったとおもわれるにもかかわらず、このような狀況である。また、同州府下の朝邑縣については次のような報告がある。(33)

同治元年、回匪倡亂し、兵馬雲集す。運局、兵差を支應す。是れ義にして已むを容れざる者なり。而るに流差滋甚しく、民閒糧賦に照して派收するも、恒に加えること數十百倍に至れり。地丁銀ごとに差費百五、六十金を出す者有りて、實に人を駭すものなり。

右の報告からわれわれは、差徭の過重と一口にいうが、陝西省民衆を眞に苦しめたのは、臨時的な兵差ではなく、閒斷なく課せられた流差、そしてそれに伴っておこる胥役・里役層の搾取（中飽）であったことを容易に知ることができよう。

同治七年正月、反亂鎭壓のための陝西省軍務の督辦を命じられた劉典は、翌二月には署陝西巡撫をも兼ねて、反亂軍が甘肅省に去った後の陝西省の復興に着手した。劉典は各地の實情を把握して、民衆を苦しめる差徭に何らかの歯止めを設けることの必要を說き、同年末には陝甘總督左宗棠（一〇月に西安に着く）と連名で、「支差章程」（十數條）を發布して、差徭は兵差に限り（差徭局の業務は兵差＝轉運に限る）、流差は州縣署の管轄に歸すとの指導方針をあきらかにし、上からの減差徭を指示した。(34)

この省當局の方針に直ちに應じたのが朝邑縣であった。同縣は「一支九空」、「銀納」のため現年の負擔は重く、差銀は毎兩二〇～三〇兩にも上ったという。[35] 同治八年三月、朝邑縣知縣邢樹田は同州府知府の延愷とともに、省當局に朝邑縣での「支差章程二十一條」の制定を稟請し、准された。その章程の主要内容は次のとおりである。[36]

(1)差徭は「一支九空」を改めて「十甲滿攤」とする。銀納を錢納に改める。

(2)錢糧と同樣、糧戶が直接差徭局に差錢を納めて串票（領收證）を受けとり、納付濟の證據とする。

(3)現年の運頭、里長を裁去し、各里に里正（軍籍の里には屯正）を選び、糧銀（地丁銀）、差錢を延欠した糧戶に對して里差と協同して催促、査明にあたらせる。

(4)里差（催糧、催差）には「脚力飯食錢」、里書には「收差花戶册」作成の謝禮を給す。

(5)差錢の流差への支辦は禁止する（流差は縣署自辦）。

要するに、里役層の中飽を嚴禁し、差錢の支出範圍を明確化して、糧戶の負擔輕減（減差）を意圖したのである。とはいえ、同治八年一一月、[37] 署陝西巡撫職最後の奏摺で、「小民の苦累を訪査するに、首ず差徭に在り」と斷言しながら、その後段で「然るに時難く財竭きて、軍務及び地方公事を兼顧せざるを得ず。情形を察覈するに、差徭は省く能うも全て裁す能わず」[38] とのべたように、差徭の民衆を苦しめるを熟知する劉典といえども、日常的な地方公事のための新たな財源を見い出せない現狀では、差徭を必要惡として容認せざるをえなかったし、現實にはなお甘肅、新疆への反亂鎭壓軍が陝西省を通過しており、差徭輕減も廣く實行に移されたことは少なかった。

しかし、同治一二年肅州回復をもって陝甘の戰亂がひとまず終息したこと、[39] さらには光緒初期の華北一帶を襲った大飢饉によって陝西省民衆の生活が疲弊の極に達したこと、それにもかかわらずふたたび頻繁化した差使の往來とその勒索によって、民衆が立ち直りのきっかけを全く抑えられたままでいたこと等々の狀況は、陝西省の各層官員に差徭の抜本的改革（減差、定章化の徹底）の緊急性を漸く悟らしめたのである。光緒五年（一八七九）三月、華州の紳士の訴えに應えて同州

府知府饒應祺は「支差十四條」（裁減差徭新章）を酌定し、府下の州縣にその實行を通達した。[40] 前出の同治八年制定の朝邑縣の章程が減差の基本方針を示すにとどまっていたのに對して、この華州の章程は減差の具體策を示したものであった。例えば流差について、朝邑縣章程が、

流差は已に縣署の自辦に提回するを蒙り、另に稟牘を具し立案す。此の後、流差は永遠に支するを免れ、以て憲示に符すべし。

としたのに對して、華州章程は、

軍需・糧餉・火器等の項、喇嘛・土司・外藩の貢差、並びに過境の欽差、事件を查辦せる大臣、各城の領隊・辦事・參贊大臣、三省の主考・學院の摺差、火牌、遊勇・遊民・官錢・官銀の護送、並びに州官省車の一切の費用の、向に兵差の項下に歸して里局より支應する者は、今に酌量して核減し、車・馬・轎夫・緯夫・馱騾の舊に仍りて局より供支するを除くの外、其の餘りの各項の雜費、一切の伺候の口食は全て裁除を行ない、改めて州署の津貼項下に歸して供支すべし。（第一條）

と記したようにである。また、華州章程は具體的な數値を擧げているが、これも減差の姿勢を明確にしたものといえる。年閒徵收差錢二萬一千餘串（通常支出一萬六千餘串）は、以前の年閒經費四萬數千串の半分以下であった。

さらに、同年六月には鄕里朝邑縣に退いていた前工部右侍郎閻敬銘（同治八年朝邑縣の章程にも關係していた）は、地方政治を指導すべき「邑紳」の一人として特に上奏して、

近年兵差已に少なく、只だ流差有るのみ。惟に驛路の差費、未だ大いに減ず能わざざるのみならず、卽ち僻區仍りて煩重を形わす。現在糧銀一兩につき率ね差錢八、九百、一串餘不等を派す。陽に加賦の名無く、陰に加賦の纍有り。錢糧或いは蠲緩有るも、差錢は歉歲なるも仍りて攤（わりあ）てられり。[41]

とのべて、次にかかげる差務の辦法八條を提議した。（　）內は內容の要約。但し「　」內は原文の引用。

(1)例差・借差を裁減すべきなり（候補官の眷屬・奴僕の差派、官員の私的な差派に對しては車馬の提供を制限あるいは禁止すべし）。

(2)臬司由り車馬の印票を給發されるべきなり（公務により車馬の提供を必要とする者は、上司の委札あるいは州縣の印文と、按察使發行の印票〔事由・人名・必要車馬數を記入〕を攜帶すべし）。

(3)喇嘛の來往は須く定班有るべきなり（ラマ使節の來往は必ず理藩院・四川總督の認可をうけ、使節の人數・荷物の個數は指定に從い、州縣はそれにみあう車馬を供すべし）。

(4)奉使・辦事の大臣は宜しく濫索を禁じらるべきなり（チベット勤務の大臣、欽差大臣等の濫りに州縣を勒索するを禁ず）。

(5)衙蠹・地痞を嚴しく除くべきなり（「差務の過煩は半ば中飽に歸す。衙蠹・地痞は交相して狼狽し、一を用いて三と報ず。官司は知りて問わず。彼此含糊す。其の貪婪の牧令は或いは使用を圖り、或いは過客を邀譽し、或いは丁役を放縱して閭閻疾苦せり」ために、彼らには嚴しい態度で對應すべし）。

(6)民閒をして流差の錢文を折交して衙門に由り自辦せしむべきなり（差徭はすべて銀納とし、流差は縣署の管理にすべし）。

(7)驛馬を嚴査し、額に足らして備用すべきなり。

(8)本省の征防各兵には長車を給與して營に由りて自辦すべし。

(1)から(7)までが流差にかかわる方策で、(8)のみが兵差關係である。清朝中央は以上の辦法を支持して、陝西の外、四川・山西・河南の督撫に「悉心籌畫し、屬員を督率して民隱を詳査し、積習を破除し、章程を嚴定して、所有の無名の科派を悉く豫め革除すべし」[42]と指示した。これをうけて、時の陝西巡撫譚鍾麟は渭河流域の諸州縣に前出の華州章程に倣って減差する（その收錢總額を四五萬串に減す）ように命じた。

光緒五、六年には各州縣で最初の減差と定章化が實施され、ほぼ全州縣で「十甲滿攤」＝全田土に差錢が攤派された。七年には省當局は收錢總額をさらに一五萬串減らして、二九萬串とする方針を打ち出した。一〇年に至って省當局は前掲

表Ⅰ　醴泉縣差徭錢使途別支出表　（單位：串）

區分	項目	舊章	新章	
兵差	長車	（54輛）4488	（36輛）2592	6792（68.4%）
	軍火・軍餉の運送	3400～3500	2200	
	同上護送口食	600	200	
	酒席・夫役口食	2400	1800	
局費	局紳（2名）	288	192	730（7.4%）
	管賬（2名）	?	96	
	火夫・局夫（5名）	?	120	
	車夫頭（4名）	?	32	
	局費	590	240	
	收賬敬神演戲	50	50	
里役	催頭（18名）	933.120	864	864（8.7%）
	書手（18名）	〔227〕	—	
	單頭	148	—	
津貼	驛站津貼（馬）	1200	—	394（4.0%）
	兵房紙筆錢	?	38	
	戶房津貼	?	96	
	六房五班津貼	600	—	
	蠶桑局夫役口食	53.500	20	
	典史・外委津貼	480	240	
返濟	（舊欠）書院		654.500	1086.5（10.9%）
	（舊欠）義學		432	
	陵差		60	60（0.6%）
合計			9926.500	（100%）

の閻敬銘の辦法より詳細かつきびしく差徭科派を規定した「清徭章程四十條」※を制定し、以て年間收錢總額を往時の約五分の一、二一萬餘串に減らすとした。(43)

※清徭章程四十條――①例差・借差に支するを停める。②溜單・印帖を禁革す。③外省の督撫に咨明す。④防營・綠營に咨行す。⑤喇嘛は新章を遵用すべし。⑥車・馬は先ず支數を定めるべし。⑦派錢は均しく糧銀に按ずるべし。⑧行差は値年を用いず。⑨各路の派錢には限度を定めるべし。⑩苦欠には宜しく津貼を加えるべし。⑪差錢は糧に隨って並收すべし。⑫差使は宜しく兵差・流差に分けるべし。⑬車・馬は分別して包辦すべし。⑭里局は地に隨って酌設

表II　陝西省州縣別差錢收支一覽表

州縣名		里數	以前の支出（年間）	光緒6年章程		光緒10年章程			
				每正銀1兩の差錢	收錢合計	每正銀1兩の差錢	收錢合計	支出合計	差引殘高
西安府	長安	49	萬餘串	304文	12,070串	210文	8,339串	5,741串	2,598串
	咸寧	64		240～250	12,469	220	8,504	6,476	2,028
	咸陽	10	2萬餘	1,136	16,372	834	12,016.100	10,159.940	1,856.160
	臨潼	40	3～4萬		21,300餘	北 180 南 230	12,475	10,190	2,285
	興平	15	1萬餘	308	8,277.500	270	7,236.540	5,669.700	1,566.840
	高陵	15	數千	67	1,596	50	1,343.520	999.600	343.920
	鄠	21	7～8千	90	2,518	50	1,277.850	948	329.850
	藍田	20	5千		5,300	民糧 150 衛糧 50	3,220	2,678	542
	涇陽	40		50	3,600	30	1,560	1,148	412
	三原						7,500	5,914	1,586
	盩厔	40		67	2,520	67	2,520		
	渭南	56				140	11,564		
	富平	40		63	3,750	30	1,739.100	1,088	651.100
	醴泉	18		771	17,771	390	11,813.100	10,040	1,773.100
	同官	6	8～9千	921	4,828	466	2,166.900	1,444	722.900
	耀州	6	9千	395	5,400餘	220	2,301.640	1,868	433.640
同州	大荔	40	3萬數千	200	7,339	150	4,650	2,484	2,166
	朝邑	39		200	5,800	200	5,800	3,107.480	2,692.520
	郃陽	40		92	4,411.600	80	3,836.500	1,986,800	1,849.700
	白水	16	數千	77	1,377	45	1,215	724	491
	韓城	28	7～8萬	50	2,069	35	1,400	840	560

府	華州	40	4萬	420	16,800餘	280	12,180	10,024	2,156
	華陰		2～3萬	455	11,816	450	11,666.250	9,928	1,738.250
	蒲城	54	5千	71	2,840餘	47	2,841.300	2,108	733.300
	澄城	40		130	5,200	70	2,940	2,114.100	825.900
鳳翔府	鳳翔	39		188	9,667	140	7,129.920	5,498	1,631.920
	岐山	29	14,400餘	480	12,000餘	320	7,200	5,628	1,572
	寶雞	54	約2萬	404	16,200	240	9,619.200	7,619	2,000.200
	扶風	29	24,000餘	354	12,250	209	7,229.200	5,647.400	1,581.800
	麟遊					516	912		
	郿		6～7千	120	2,200	70	1,275.120	950	325.120
邠州	邠州	9		1,558	19,040	960	11,725.440	10,195.600	1,529.840
	三水	7		130	1,200	110	1,016.230	768	248.230
	淳化	6	3～4千	114	995.590	114	995.590	720	275.590
	長武	3		1,958	16,690	1,320	10,534.480	9,300	1,234
乾州	乾州	24		1,383	49,000餘	340	12,092.100	10,258	1,834.100
	武功	13	2萬餘	593	11,832	357	7,120.360	5,467.200	1,653.160
	永壽	5		1,705	13,112.180	1,500	11,500	9,932	1,568
鄜州	宜君	9	1,800餘	700	1,610	600	1,380	1,022	358
	中部	6	4500～4600	700	1,540餘	600	1,320	1,028	292
	洛川	9		300	2,160餘	200	1,440	1,032	408

※光緒10年章程：無局州縣のうち毎年抽錢州縣

鄜州　504串620文

（延安府）甘泉縣　286串975文，宜州縣　22串，延長縣　39串

（綏德州）米脂縣　毎糧1石收錢1串400文，清澗縣　毎糧1石收錢2串

（榆林府）府谷縣　毎年抽草10萬1千觔・豆180石

す。⑮雑費は概して官辦とする。⑯酒席に大菜を用いるを禁ず。⑰大隊の兵差は兼辦すべし。⑱流差は局が代りて發價すべし。⑲長車の借雇は算價すべし。⑳京・省外の車は必ず革めるべし。㉑局紳は逐年に更換すべし。㉒局賬は月に按じて出榜すべし。㉓浮支は概して裁革すべし。㉔短價は分別して發給すべし。㉕餘錢は留めて荒歉に備える。㉖公用は必ずしも另に派せず。㉗衙署の雑派は宜しく裁すべし。㉘教佐・俗規は宜しく減らすべし。㉙衙蠹は嚴しく査辦すべし。㉚地痞は從重に究懲すべし。㉛驛路の夫役を酌寛す。㉜拉用の騾馬を清査すべし。㉝錢數の虚實は宜しく核べるべし。㉞里局の定規は宜しく嚴しかるべし。㉟舊欠は概して豁免す。㊱新章は院（陝西巡撫）より通示する。㊲馬乾（馬の飼料）は實際の必要量に合わせること。㊳牧令（州縣官）はその勤務狀況に應じて勸懲を加えるべし。㊴新疆への派遣軍隊が撤退したらさらに車馬數を減らす。㊵收支狀況は時に隨い報査すべし。

それらをうけて關係州縣では、各々單位當りの徵收差錢の減額、差錢の使途項目とその支出額を列擧した「支差章程」(44)（光緒五、六年の章程よりはきびしい內容）が作成された。現在、われわれはそのうち三九州縣の章程をみることができる。その中で特記すべきは、差錢の「隨糧並收」である。前掲「清徭章程」第一一條をうけて、各州縣ことごとくその規定を掲げた。すなわち、糧戶（花戶）はまず差徭局に差錢を納めて、あらかじめ官より差徭局に發給されていた收票（差錢領收證）を受け取り、收票と地丁錢糧を縣署に收めてはじめて糧券（地丁錢糧の領收證）を給せられるというもので、これによって「催差の中飽を免れる」（蒲城縣）、「催比・拖欠・浮收・中飽の弊を免れる」（富平縣）、また「多收報少の弊を免れる」（洛州）、「里長口食の費を省くべし」（鄠縣）等と、胥役・里役の弊害を除くことができると期待された。また、このことと一面で矛盾するが、邠州章程には從來明らかでなかった催錢の局勇九名が配置された。(45) 局獨自の收錢體制をねらったものと思われる。使途項目とその支出額について一例として醴泉縣章程を表示すれば、表Ⅰのとおりである。表Ⅱは關係州縣の差錢收支狀況を示したものである。(46) 新章での收錢合計二三萬六千餘串（表Ⅱの下段は含まず）は、省當局の目標であった二一萬餘串に近い數値といえる。表中の收錢總額の高い州縣は幹道の通る處であり、單位當り（每兩）の差錢額が高い州縣は里數が少ない、すなわち生產性が低く地丁銀數の少ないことを意味する。邠州・長武・永壽・咸陽等がそれに該當

し、とくに多額の差錢を徴收されていたのである。(47)

戰亂が終熄し、減差・定章化した結果、各州縣の差錢收支はひとまず安定した。若干の餘剰分は「發商生息」して、將來差錢徴收を停止し、利息分で差務費用が賄えるものと期待されたが、光緒二三年段階で貯蓄額銀二萬九千餘兩、錢五萬八千餘串が報告されたにすぎなかった。(48) しかし、その前の光緒二〇年（一八九四）の日清戰爭、同二一、二二年の甘肅回民反亂に關わる軍隊の通過を無事切りぬけたこともあって、差徭はもはや陝西省の大問題とはならず、日常的な差務、地方公事および官署津貼の財源として定着していったとおもわれる。

その平穩を破ったのが光緒二六年（一九〇〇）の義和團事件、そして西太后、光緒帝の西安避難であったろう。多量の車馬の需要がおこり、差徭がふたたび民衆を苦しめたが、その直後、別の形で差徭にかかわる問題がおこった。

四　差徭の銀納化

光緒二七年（一九〇一）末、護理陝西巡撫李紹棻は諸州縣に差徭を錢納から銀納に改めるよう指示を發した。(49) これより前、同年四月義和團事件の各國への賠償金（庚子賠款）總額が四億五千萬海關兩と決定し、七月辛丑條約（北京議定書）が調印された。その結果、清朝政府は毎年二千萬～三千萬兩にものぼる、新たなる賠償金を負擔しなければならなくなり、それを各省にその經濟力に應じて、最高二五〇萬兩（江蘇省）から最低二〇萬兩（貴州省）を割りあてた。陝西省への割當て額は六〇萬兩（下から六番目）であった。各省ではその財源確保のために、それぞれ舊捐稅を加重したり、新稅を設けたりしたが、多くは新たに賠款捐を設けたようである。(50) 陝西省ではその財源を潞鹽加價、釐金稅とともに差徭（錢）に求めたのである。

李紹棻の頒布した「規復差徭章程」（全一二條）によると、從來差徭錢を徴收していた州縣には、賠款分を加派してともに銀納とし、差徭錢徴收のなかった州縣には新たに賠款分として差徭銀を攤派した。すなわち、南部の興安府、漢中府及

表III　差徭銀攤派表

攤派額		州縣名
毎正銀1兩につき	2錢7分	〔西安府〕長安縣，咸寧縣（ともに從來免差の田糧） 〔同州府〕朝邑縣（丁灘墾地のみ）
	3錢	〔西安府〕三原縣
	4錢	〔西安府〕醴泉縣，富平縣，渭南縣，盩厔縣，臨潼縣，高陵縣，涇陽縣，興平縣，藍田縣，鄠縣，同官縣，耀州，咸陽縣，寧陝廳，孝義廳，長安縣，咸寧縣（二縣ともに從來差錢科派の民田） 〔同州府〕大荔縣，韓城縣，華州，華陰縣，郃陽縣，蒲城縣，澄城縣，白水縣，潼關廳，朝邑縣（民田・屯田のみ） 〔鳳翔府〕鳳翔縣，寶雞縣，岐山縣，扶風縣，麟遊縣，汧陽縣，郿縣，隴州 〔邠州〕淳化縣，三水縣 〔乾州〕乾州，武功縣
	5錢	〔商　州〕商州，雒南縣，山陽縣，商南縣 〔興安府〕安康縣
	6錢	〔興安府〕洵陽縣，石泉縣，紫陽縣，磚坪廳
	7錢	〔興安府〕漢陰縣 〔漢中府〕南鄭縣，褒城縣，略陽縣，洋縣，城固縣，西鄉縣，鳳縣，沔縣，定遠縣，留壩廳，寧羌州
	1兩	〔興安府〕平利縣
毎年攤征差銀400兩		〔興安府〕白河縣

〔典據〕『通志稿』巻30　田賦5　差徭
『陝西全省財政説明書』歳入部　協各款及田賦類

び商州下の諸州縣に對しては、「從前、山多く地薄きを以て糧賦極めて輕きも、近くは已に瘠を化して腴と爲り、額は富庶と稱されり。且つ又向に徭役なく、出ずること少なく入ること多し。此次は國家の籌款なり。自ら應に加倍して輸し、將に以て公家の急を濟け、以て踐土の恩に酬うべし」として、差徭銀を攤派した。しかし、北部の延安府、榆林府、綏德州および鄜州下の諸州縣に對しては「地瘠せ民貧しくして、錢糧甚だ少なし」として、賠款分の攤派を見送り、さらに從來差徭錢を徴收していた永壽、長武、邠州の三州縣は差務が繁重で、その差徭錢もすでに限度であることを理

由に、賠款の加派をせず、従來どおりの錢納による差務專供とした。(51)

攤派の狀況を表示すれば表Ⅲのとおりである。糧戸は從來と同樣、地丁正銀一兩につき若干錢の差徭銀（銀納が原則）を差徭局に納付して收票を受けとり、收票を地丁銀にそえて官署に納稅するとした。差徭局未設置の州縣では直接官署に差徭銀、地丁銀を納めたとおもわれる。州縣（差徭局）からその留儲分（後述）を除き、毎年總じて銀四〇萬餘兩が布政司庫に送られ、備荒用に五萬餘兩をのこし、毎年三五萬兩が上海に送られることとなった。庚子賠款の陝西省割當て分は六〇萬兩である。差徭銀の重要度が知られよう。

さて、差徭銀（差銀）は「賠款差徭銀」とも稱され、差徭銀徵收の州縣では、例えば地丁銀一兩につき差徭銀四錢の場合、徵收差徭局（あるいは州縣署）はそのうち三錢〜二錢五分を賠款分として布政司庫に送り、のこりの一錢〜一錢五分を留支差徭とか、單に差徭銀と稱して留儲して兵差（差徭）の用に供した。大荔縣の場合、(52)留儲分は一錢であったが、これは大雜把に言って光緒一〇年の章程（表Ⅱ）での地丁銀一兩につき差徭錢一五〇文に相當しよう。咸寧縣、長安縣(53)は賠款分二錢六分、留支分一錢四分であったが、大荔縣と同樣のことがいえよう。この點は他の多くの州縣にも適合できる。すなわち留儲分が從來からの差徭錢分で、兵差以外に廣く「地方公事」の費用に充てられたことは言うまでもない。

銀納化すれば差徭錢は消滅したかというと、藍田縣では「差徭底錢」の名目で賠款差徭銀四錢ごとに制錢六文を抽收し（年額、銀換算で一〇〇兩となる）、巡警關係經費（地方治安費）に充てられたことが知られる。(54)

差徭銀の成立は、省當局が舊額（差徭錢）を留支差徭の名目で州縣の財源として公認するとともに、新たに解款すべき賠款分を加派して、差徭を省當局の統制下に置いたことを意味する。差徭局は本來の支差機能よりも徵稅機能に重點を移していったのである。

おわりに

差徭は、彈力性に乏しい州縣財政にとって、數少ない財源のうちできわめて自由裁量度の高い稅目のひとつであった。兵差の用に供すべく設置されながら、流差から地方の公事全般へとその支出先（使途）を擴大・增加させていったのも、養廉銀・公費銀が何かと清朝中央の規制を強められる傾向にあったためである。清朝中央・省當局の干涉を受けない地方的田賦附加稅たる差徭は、州縣官のみならず胥役層にとっても格好の收奪對象物となった。差徭局の設置はその特典を鄕紳・里役層にも分與したのである。

しかし、州縣には抑制裝置が存在しなかった。際限なく擴大した差徭に齒止め（規制）をかけたのは省當局であり、全省規模での章程の制定と減差徭は、まぎれもなく差徭が省當局の監視下に置かれたことを意味する。そして清朝中央の庚子賠款の攤派に對して、新しい確實な財源を見つけ出せないでいた省權力＝財政當局は、差徭の銀納化でもってこれに應えたのであった。

差徭は民國期に入り差徭局が撤廢された後も、依然として陝西省財政上その名目を維持していったのである。

註

（1）『清國行政法』第三卷、第一編第八章第三節郵驛の項、星斌夫「清代の驛傳制の特質について」（『東洋大學文學部紀要』第三五集　史學科篇Ⅶ、一九八一年）。

（2）清代、地方行政の末端に位置する州縣の財源は、その徵收した稅糧の約二割で、存留と稱され、基本的には官俸、役食、祭祀、廩膳、孤貧および驛站夫馬等の經費に充てられた。のこりの約八割は起運と稱され、布政司庫（藩庫）に送られた。

（3）差徭の語は元代以降の史料中に散見できる。

（4）渡邊和男「清代の驛遞制度における驛夫・驛馬について」（『社會文化史學』第九號、一九七三年）參照。

（5）本稿で主に使用する資料は、民國二二年刊の『續修陝西通志稿』卷三〇田賦五（差徭）と光緒一〇年刊の『新定陝西省差徭局章程』（全三九册）である。後者は「清徭章程」と三九州縣の「支差章程」から成る。以下、前者は『通志稿』、後者は『新定章程』と略記する。また清代差徭關係資料を比較

的まとめて收錄する書物に李文治編『中國近代農業史資料』第一輯（北京、一九五七年、三七八―三八五頁）があり、四川の差徭資料は魯子健編『清代四川財政史料』（上）（成都、一九八四年）にみえる。なお、執筆にあたっては註記するもの以外に次の諸研究を參考にした。徭役に關しては藤岡次郎「清朝における徭役に關する一考察――清朝地方行政研究のためのノオトⅢ――」（『北海道學藝大學紀要（第一部B）』第一三卷第一號、一九六二年）、同「清代直隸省における徭役について――清朝地方行政研究のためのノオトⅣ――」（同前誌第一四卷第一號、一九六三年）、同「清代の徭役」（『歷史教育』第一二卷第九號、一九六四年）、馬長壽「〝同治年間陝西回民起義歷史調査紀錄〟序言――兼論陝西回民運動的性質」（西北大學學報（人文科學版）』一九五七年第四期）、地方財政については、岩見宏「雍正時代における公費の一考察」（『東洋史研究』第一五卷第四號、一九五七年）、藤岡次郎「『公項』について――清朝地方行政研究のためのノオトⅠ――」（『北海道學藝大學紀要（第一部B）』第一二卷第一號、一九六一年）、岩井茂樹「清代國家財政における中央と地方――酌撥制度を中心として――」（『東洋史研究』第四二卷第二號、一九八三年）。

（6）軍事關係物資の運搬、學政、祭陵の欽使、さらに三品以上の大官に對する差徭を兵差と稱した（光緒『大荔縣續志』卷五田賦志、差徭の項）。なお、學政への差徭提供を學差、祭陵の欽使へのそれを陵差と稱した。

（7）乾隆『西安府志』卷一二、食貨志上（蠲賑の項）。

（8）『大清十朝聖訓』世宗卷七、聖治（雍正九年二月乙卯）。

（9）前掲『新定章程』の各州縣章程參照。

（10）『通志稿』をはじめ、陝西省地方志參照。

（11）光緒『大荔縣續志』卷五田賦志、差徭の項。

（12）鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」（『近代中國研究』第二輯、一九五八年）參照。

（13）『通志稿』卷三〇田賦五、差徭。王杰は虧空の原因の一つに驛站業務を司どる驛丞の廢止を擧げているが、關係州縣地方志中では清初から驛丞職の設置を確認できない。

（14）嘉慶『大清會典事例』卷一四一。

（15）光緒『藍田縣志』卷七田賦。

（16）星斌夫氏は、乾隆末頃驛站制度は破綻の樣相を萌しはじめたと推測されている（前註（1）星論文二三頁）。また前註（4）渡邊論文參照。

（17）山根幸夫『明代徭役制度の展開』（東京女子大學學會、一九六六年）一六五頁以下。

（18）安部健夫「耗羨提解の研究」（同氏著『清代史の研究』所收、創文社、一九七一年）五四二頁。

（19）前註（13）『通志稿』、前出光緒『大荔縣續志』卷五田賦志、差徭、宣統『涇陽縣志』卷三差徭。

（20）樊增祥『樊山批判』卷一。ただし光緒一〇年代の記錄。

（21）咸豐『朝邑縣志例』補記に、「吏役與運頭交通、欺官以欺民」とある。

（22）前註（13）『通志稿』、光緒『新續渭南縣志』卷五、差徭。

（23）光緒『蒲城縣新志』卷三、差徭。

(24) 前註(13)『通志稿』、光緒『岐山縣志』卷五官師、および同書卷七人物。
(25) 前註(13)に同じ。
(26) 民國『重修咸陽縣志』卷二、局所。
(27) 以下、前掲『新定章程』各州縣章程に據る。この時期の局の設置については、夏井春喜「洋務運動時期税收奪體制の再編——捐收奪の意味するもの——」(『中國近代史研究會通信』第三號、一九七六年)参照。
(28) 「邑紳」と局の關係については、新村容子「清末四川省における局士の歴史的性格」(『東洋學報』第六四卷第三・四合併號、一九八三年)参照。また、西川正夫「辛亥革命期における鄉紳の動向——四川省南溪縣——」(『金澤大學法文學部論集』史學篇二三號、一九七六年)には民國『達縣志』にみえる「局所」に關する史料が紹介されている。
(29) 以上、『新定章程』各州縣章程に據る。
(30) 王宏志『左宗棠平西北回亂糧餉之籌劃與轉運研究』(臺北・正中書局、一九七二年、一頁)に陝西省に駐留した軍隊五十餘營とある。
(31) 『通志稿』卷二六・二七、田賦一・二。
(32) 光緒『三原縣新志』卷八、雜記、〈同治二年知縣余庚陽呈文〉。
(33) 前註(13)に同じ。
(34) 前註(13)『通志稿』、『清史稿』卷四六〇、劉典傳、および蔡冠洛編著『清代七百名人傳』中册(北京、一九八四年影印)等に據る。
(35) 『新定章程』朝邑縣章程。
(36) 前註(13)に同じ。
(37) これより前、同年六月一〇日附の「陳復邊防現在布置情形并籌墾荒折」において、劉典は次のようにのべている。
　查禍亂之興、大半由于貪吏。而陝省民力之竭、苦在差徭。役車載道、攤派頻仍、官吏借此開銷、書役從而需索。脂膏竭矣、追呼如故。(『劉果敏公奏稿』卷九、前掲『中國近代農業史資料』第一輯、三八一頁より重引)。
(38) 前註(13)に同じ。また穆宗實錄卷二七二、同治八年一二月庚子條參照。本奏摺で劉典は、差徭の弊害と並べて平餘(地丁錢糧の正銀、耗羨銀の外に加派された銀のこと)のそれを説き、かつ差徭と同様に「平餘は減らすべきも、悉く革めること礙難たり」とする。平餘は差徭とともに陝西省地方行政の重要な財源であるが、今回は繁を避けて考察の對象からはずした。
(39) 何漢威『光緒初年(一八七六—一八七九)華北的大旱災』(香港、一九七八年)参照。
(40) 前註(13)に同じ。
(41) 前註(13)に同じ。なお、朱壽朋撰『光緒朝東華錄』(一九五八年北京・中華書局本、總七五九—七六二)光緒五年六月癸卯條は同文。
(42) 前註(41)の『光緒朝東華錄』に同じ。
(43) 前註(13)に同じ。
(44) 前註(5)の『新定陝西省差徭局章程』(略稱『新定章程』)がそれである。

(45) 邠州章程にみえる差徭局の組織は次のとおりである。

總局
- 總紳(一名)—管賬(二名)—(一名)「管總局賬目」
- 「專管總局收支」 —(一名)「記分三局賬目、每月由官清算一次」

分局(三局)
- 紳士(各一名)—局勇(一二名)—(三名)「支差」
- 「分管三局差錢收支」 —(九名)「催收九里差錢」

(46) 『新定章程』各州縣章程、『通志稿』卷三〇(田賦五 差徭)および『陝西全省財政說明書』歲入部 協各款及田賦類に據った。

(47) 幹道に位置していないが、里數の少ない同官縣(六里)の差錢は次のように變化(減少)した。(『新定章程』同官縣章程に據る。)

毎石二六〇〇～二七〇〇文
(毎兩一七二一～一七七六文)
←
毎石一七〇〇文
(毎兩一一一八文)
←
光緒六年定章　毎石一四〇〇文
(毎兩九六一文)
←
毎石一〇〇〇文
(毎兩六六六文)
←
光緒十年定章　毎兩四六六文

(48)(49)(50)(51) 前註(13)に同じ。

(52) 民國『大荔縣新志存稿』卷五賦稅志田賦。同書に據ると清末大荔縣の田賦附加稅としては次のようなものがあった。每正銀一兩の額と使途、送付先を附記する。

耗羨銀	一錢五分	解藩庫
賠款差徭銀	四錢	卽庚子賠款三錢解藩庫、一錢留縣供兵差支用名曰留支差徭
飯費銀	一厘五毫	三項係藩司陋規
平費銀	四分六厘	
新平銀	四厘三毫七絲	
平餘銀	二錢二分六厘	縣正堂俸津
櫃書津貼銀	三分三厘八毫九絲	收粮人員津貼
火耗銀	二分	鎔銀消耗

(53) 民國『咸寧長安兩縣續志』卷六 田賦考。

(54) 『陝西全省財政說明書』歲入部、雜捐類。

〔附記〕 本稿は、昭和六〇年度文部省科學研究費補助金による總合研究(A)「中國史における中央政治と地方社會」の分擔研究の成果の一部である。

A STUDY ON THE CHAI-YAO 差徭 IN SHANXI PROVINCE DURING THE LATE QING PERIOD

KATAOKA Kazutada

Through the area around the confluence of the Yellow River and the Wei River runs the main road connecting Beijing with the provinces to the northwest and southwest and the relay stations there were incessantly made use of. In order to cover the insufficiencies of the funds allotted to the relay stations, Corvée (chai-yao 差徭) was imposed on the populace. Chai-yao changed from being actual labour service in the beginning of the Qing to being a money payment based on size of land holdings from the end of the Qianlong 乾隆 era, and the area of application was enlarged from chai-yao performed for the military 兵差 to chai-yao performed for officials generally 流差 and local official duties. Chai-yao was, in the context of their relatively unflexible financial situation, one of the imposts over which commanderies and counties had a high degree of discretionary powers, where the central and provincial authorities interferred little and the yamen and village clerks were able to "squeeze" the funds considerably. Through the office of head of the chai-yao bureau the participation of the gentry was made possible. The provincial authorities put on the brakes to the limitless expansion of the chai-yao demanded. The enactment of chai-yao regulations on provincial scale and the enforcement of reductions in the amount of chai-yao tax demanded meant that chai-yao was placed under the supervision of the provincial authorities. When the Qing court in 1900 assigned contributions to pay the reparations after the Boxer Incident, the provincial authorities responded by demanding the payment of chai-yao tax in silver, thus in effect raising the tax.